

2004年9月21日

埼玉県知事
上田清司 殿

日本労働組合総連合会
埼玉県連合会
会長 吉沢 邦雄

要 請 書

「あらゆる分野に安心・安全を確保する思想を貫くこと」「県庁を優れた経営体にする事」「県庁を一番のサービス産業にすること」の三つの哲学に基づき、県政の運営に全力で取り組まれている上田清司知事に心より敬意を表するものであります。

さて、私たち連合埼玉は「ゆとり・豊かさ・公正な社会」の実現をめざす取り組みとして、県政への政策制度改善要請項目を以下のようにまとめました。

本要請は経済優先社会から脱皮し、生活者重視への社会的転換をはかり、まじめに働くものがむくわれる公正な社会の実現と、安心して暮らせる地域社会の確立に向けた政策制度事項であります。

つきましては、可能性に満ちた埼玉県を日本一と言われる県にするため、また、上田県政をさらに発展、拡充していくためにも、本要請を勤労県民の総意として受け止めていただき、平成17年度の予算編成に反映されるよう要請いたします。

要請項目 6分野 23項目

総合経済・産業政策

1. 「彩の国産業振興・雇用創出戦略」のプロジェクトである「埼玉県版産業クラスター形成に向けて」を具現化するため、全庁的な取り組みをはかり先行的モデル事業である環境・情報通信産業分野の具体的な事業化を進めるとともに、福祉分野（新製造技術）での施策展開をはかること。

また、産業クラスター形成にあたっては、県内の中小企業および大学、各種研究機関との連携協力に向け、積極的な広報活動をはかること。

要請の根拠

本庄地方拠点都市地域における先行的モデル事業である環境産業クラスターおよび情報通信・映像産業クラスターの施策展開では、県の機関との連携や大学の研究実態、地域ネットワークの活動状況など課題の抽出と方策の検討となっており、具体的な事業化への施策展開をはかる内容となっていない。

産業クラスターの形成のためには、労働商工部による取り組みだけでは具現化への推進ははかれず、環境など産業クラスターの形成に関連する各部局による全庁的な取り組みが必要となっている。また、埼玉県を代表する産業である「製造業」を活性化させるため、少子・高齢社会における福祉分野での新製造技術など具体的な施策展開が求められており、将来のマーケットを意識した具体的なテーマの提示が大学や研究機関、企業の参画を促し、企業群の形成とともに広域的なネットワーク構築につなげることが必要である。

産業クラスター形成にあたっては、地域資源のネットワークづくりを推進するとともに、産業クラスターの核となるような企業や大学、研究機関などの有効活用が求められている。そのためには、「産業クラスター形成」広報活動の展開が今後の大きな課題となっている。

2. 県内中小企業を支援する中小企業創造活動促進法および中小企業経営革新支援法の拡充をはかるため、各労働商工センターにおいて「中小企業革新支援法」の研修会など積極的な広報を実施すること。

要請の根拠

中小企業創造活動促進法および中小企業経営革新支援法は、埼玉県内の中小企業支援制度として製造業を中心に活用されており、中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画の承認については、本年度より埼玉県労働商工部産業創出課から労働商工センター（中央、西部、東部、北部）での申請となっている。

これらの支援制度は、中小企業の創造的事業活動の推進とともに、経営革新をはかるための重要な支援制度となっている。

中小企業創造活動促進法を申請し認定を受ける中小企業数は、平成15年度25社（累計409社）と平成11年度の84社をピークに、ここ数年間は年平均

26社程度と低迷している。また、中小企業経営革新支援法では平成11年度から年平均70社（累計351社）の承認となっており、申請する中小企業の拡充が進んでいない状況となっている。しかし、制度の利用企業をみると中小企業創造活動促進法の認定では305社が製造業であり従業員規模内訳では10人未満が197社となっている。また、中小企業経営革新支援法の承認では190社が製造業であり従業員規模内訳では10人未満が86社となっており、従業員規模の小さい中小企業の支援に制度が利用されている実態となっている。中小企業支援のための制度活用の拡充をはかるには労働商工センターによる説明会など中小企業経営者への積極的な広報が必要となっている。

3．NPO活動の促進と育成をはかるため、NPO法人設立支援助成事業の応募資格を拡充するとともに、NPO活動促進助成事業の広報活動を積極的に展開すること。

また、NPO活動促進助成事業の助成を受けたNPOの活動成果とともに、評価についてホームページによる情報公開など積極的に公表すること。

要請の根拠

県内のNPO法人認証数は5月末現在で481団体となっており、平成15年度は193団体増加している。一方、市民団体のNPOは、約4千団体ともいわれている。NPOの抱える課題は、事業計画目標の明確化と役割の分担、計画的な実施に向けて社会的な資源である人、金、情報の組み合わせや計画を立てることができないなどのNPOが多いことである。特に、財政についての課題が大きな問題となっている。NPO法人設立支援助成（スタートダッシュ事業）の応募資格は、NPO法人設立申請中の団体や認証後6ヶ月以内のNPO法人となっており、応募回数については1回限りとなっている。埼玉県内のNPO活動の促進と育成をはかるには、NPO法人設立支援助成の応募資格を認証後1年以内に拡充するとともに、応募回数についても見直しをはかり活動間もないNPO法人を支援することが必要となっている。

NPO活動促進助成事業では、応募した団体の事業については法人の名称と事業の概要をホームページで公表することとなっている。今後、さらにNPO活動の促進をはかるには、助成事業の積極的な活用が必要である。そのためには、選考されたNPO活動事業の成果とともに評価システムを導入し、ホームページなどをつうじて公表することが必要である。また、NPO活動促進をはかるため、積極的な広報活動を展開することが重要となっている。

．雇用・労働政策

1．新しい時代に対応した県民の職業能力開発と、就業支援施策の拡充に重要な役

割を担うキャリアアドバイザーの養成を早急に行うために、手軽な養成講座から専門的な講座までステップアップできる制度を構築すること。

また、キャリアアドバイザーの専門分野及びランクを明確にし、修了者に公的資格を県として位置づけること。

要請の根拠

キャリア支援を行う人材として、キャリアアドバイザーの養成は喫緊の施策課題となっているが、現状の失業者への対応人数としてはまだまだ十分とは言えない。キャリアアドバイザーの増員が進まない要因として、養成講座が数日から長期にわたるものが多く受講者が躊躇する状況にある。より多くの方が受講するためにも、スタート段階での講座は手軽な内容として、初級、中級、上級へと徐々にステップアップする制度が求められている。

また、現状の資格は様々な呼称がありランクも明確化されていないことや、一部を除いて公的に認められていないことも、講座への魅力が低く受講者の少ない要因となっている。キャリアアドバイザーの活躍の場を広げ様々なニーズに対応するためにも、スキルの維持・向上に向け、評価制度を設け、専門分野(若年・中高年・高齢者)及びランクを明確にするとともに、公的な資格と位置づけることが必要である。

2. 障害者雇用施策の一環として、障害者と健常者が共に働き生活できるユニバーサルデザインを基本にした街づくりに向け、行政、企業、地域、NPOが連携をはかり、研究会を設置するなど県が主体となって推進システムを構築すること。

要請の根拠

働く社会は、全てバリアフリーである。障害を抱えている県民は日々社会的適用能力を高め就業の場を求めている。一方、就業の場となる企業側は障害者雇用の社会的役割は認識しており、行政側としても助成金制度を設けているものの、作業環境の改善など多くの負担が課題となっており、長期にわたり法定雇用率は達成できない状況となっている。

障害者雇用率を高めるには、一企業における環境改善には限界があり、障害者と健常者が共に働き生活する環境づくりが必要となっており、「働く場」「生活する場」が一体となったユニバーサルデザインを基本にした街づくりへの取り組みが求められている。

また、「この世に“障害者”という人種はいない。また、同じ人間は一人もいない。人にはそれぞれ他にはない固有のすばらしい持ち味がある。その違いを互いに認め合う中に、一人の人間としての自立が生まれる」との考えに立ち、行政、企業、地域、NPOが連携し街づくりに取り組む必要がある。

大分県別府市にある、身体障害者授産施設“太陽の家”は「保護より機会」を基本理念に1965年に開所し、ホンダ・オムロン・富士通などが共同出資し、障害者の雇用の場をつくるとともに生活の場として別府市が「街づくり」を整備する、まさに働く障害者と共に生活するコミュニティを運営している。

・福祉・社会保障政策

1. 県内グループホームの質の確保をはかるため、以下の施策を講ずること。
 - (1) グループホーム事業者の指定にあたっては、「指定基準」に加え、経営者の研修などを義務づけること。
 - (2) 介護の質確保のため、管理者及びスタッフの教育・研修の充実をはかること。

要請の根拠

- (1) グループホームは小規模であるため、ケアの内容や運営に関して閉鎖性が強いこと、判断力や表現力に障害をもつ痴呆性高齢者を対象としていること、歴史が浅く地域の人々や関係機関などの理解が不十分であること、などの理由から、独善的な運営に陥りやすい危険性をもっており、グループホームの質の評価と確保、スタッフの教育、入居者の人権擁護などが重要な課題とされている。
グループホーム開設には県の指定が必要であり、設備や人員などに関する一定の基準を満たせば「居宅サービス事業者」としての指定を受けられるが、“事業（経営）者としての研修”の義務づけはされていない。
また、県外事業者によるグループホームの新設なども多く見られることから（平成16年7月現在：213件中25件が県外事業者）埼玉県内におけるグループホームの経営及び介護サービスの質確保のために、経営者への研修の義務づけが必要である。
- (2) グループホームは、入居者5人以上9人以下を1ユニットとし（同一事業所に2ユニットまで可）、原則1ユニットに管理者1人が義務づけられる。
管理者は「痴呆性高齢者介護経験3年以上を有する者」で、グループホーム開設前に『痴呆介護実務研修の“基礎過程”を受講すること』が義務づけられている。
管理者の教育は、厚生労働省が設置した痴呆介護研修センター（仙台・東京・名古屋の3箇所）での研修（2ヶ月）修了者が、各県においてグループホーム管理者教育（「痴呆介護実務研修」）を行うこととなっている。
管理者に義務づけられる“基礎過程”研修は20時間（3日間）の基礎的内容であることから、管理及びサービスの質向上の面では不十分であるとの指摘がされている。
したがって、基礎過程を終了した管理者への「フォローアップ研修」の実施と、その受講の義務づけが必要である。
また、管理者以外の介護スタッフ研修は特に義務づけられていないが、未資格者も含めた介護サービスのスキルアップ・質向上をはかるために、介護スタッフ研修の実施とその義務づけなどが必要である。

2. 介護サービスの質向上のため、県としての「第三者評価制度」の早期確立をはかること。

要請の根拠

グループホームが提供するサービスの質向上をはかるため、厚生労働省により、平成14年度から最低年一回の外部評価が義務づけられた。

県は、福祉サービスの質向上を目的に「公平・中立な評価機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービスを評価する第三者評価制度構築に向け、評価システムの検討を行う」としているが、急増する県内グループホームの質確保に結びつけるために、国（厚生労働省）の第三者評価制度の機能充実とあわせて、県として「グループホームの評価も含めた第三者評価制度」の早期確立が望まれる。

3. 痴呆性高齢者の小規模多機能ケアを充実させ、地域ケアサービス体系を確立すること。

要請の根拠

県は、特別養護老人ホーム（以下特養）への入所待機者が多い実態を踏まえ、特養の増床（平成19年度末までに2万床）を進めている。

しかし、特養は平成16年度から全室個室化で9～10人を1ユニット（新型特養）とすることになり、国庫補助もこの新設を優先する方向となったため、県の進める特養施設整備（増床）への国の補助は厳しい状況となっている。

また、厚生労働省は痴呆性高齢者ケアについて、在宅から通所（デイサービス・デイケア）、一時宿泊、グループホーム入居あるいは特養入所など“馴染みの環境の連続性”を考慮したケア（小規模多機能ケアの充実）の方向を打ち出している。

このようなことから、待機者解消に向けた特養の整備（増床）を進める一方で、地域における小規模多機能ケア充実に向けた施策も並行して進め、痴呆性高齢者の地域ケアサービス体系確立に向けた取り組みが望まれる。

4. 県内の乳幼児医療費補助金の支払方法を「現物給付」に統一すること。

要請の根拠

現在「現物給付」は22市町村、「償還払いの手続き簡素化」を行っている所が56市町村、「償還払い」が12市町村である。

子育て支援の観点から、県内全市町村での「現物給付」を望む声が多い。

又、乳幼児医療費補助の対象年齢や、補助内容・金額は各市町村によって異なるが、子育て支援先進県をめざし「県内どこでも安心・充実した乳幼児医療補助制度」に向けて、乳幼児医療補助対象の拡大など、県としての思い切った施策が望まれる。

・環境・食料・農林水産対策

1．資源有効利用促進法（特にパソコン）を遵守し、個人情報漏洩事故を防止する観点からも不正処理を撲滅すること。

要請の根拠

回収家電（特にパソコン）の不正輸出事件が多発した。環境負荷を低減するために生じるコストを負担している県民（消費者）の協力を反故にする重大な問題と位置づけている。

特にパソコンには個人情報など、プライベートなデータがすべて消去されているとは限らず、地球規模での情報漏洩事故につながるといっても過言ではなく、E-mailアドレスの流出は予期せぬ詐欺事件に発展する可能性を秘め県民の安全を揺るがしかねない。県民の安心と安全のために正規な手順で最終処分が可能となるよう、県民および市町村行政・県内の関係業者への指導を行い再発防止に努めることが必要である。

2．不法投棄撲滅に向けて県外廃棄物の事前協議を改め、不適正処理の防止及び適正処理の促進をはかり、環境負荷を削減し県民の生活を保全する県条例を制定すること。

要請の根拠

平成11年9月に「埼玉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」が施行された。ダイオキシン発生の抑制に係わる内容が多く、焼却炉の規制によりこの5年間で施設の問題は解決しており、産業廃棄物の約20%を占める建設系廃棄物も建設リサイクル法の施行により分別排出が徹底されているにも関わらず、依然としてパチンコ台や畳をはじめ県内では大規模（数十箇所・3,000?超）の不法投棄が起きている。

運搬や投棄を実行した業者は摘発されても排出事業者（依頼主）は摘発されず、排出事業者の特定が明文化されていないため、廃掃法の原則から自社処理と偽り処分する業者も不法投棄の要因の一部である。

産業廃棄物は広域移動・広域処理が原則であり、事前協議だけでは実効が伴わず、不法投棄を防止する施策として、「立入り・指導の強化、罰則の制定、不適切な業者の情報開示」等について、包括的な県条例を制定する必要がある。

特に「化学物質・医療廃棄物」は直接人体に影響を及ぼす危険性が非常に高く、早急な対応が強く求められている。

3．県民が安心して生活を営むためには、安全な住環境とまちづくりが重要である。自然災害・火災・テロに対応した県民への総合的な防災及び広域災害対策の県条例整備を行うこと。

要請の根拠

来年1月17日に阪神淡路大震災から10年を迎える。この大震災発生以降、埼玉県としても「埼玉県震災予防のまちづくり条例」の施行など、市町村行政と防災及び災害対策の整備に取り組まれてきた。

しかし、防災及び災害対策には広範囲な部署が係わり、かつ市町村行政の役割も大きく、県民からトータルビジョンが非常に見えにくい。

県民（家族）が安心・安全に暮らすためには、通勤・通学・買い物を含めた生活空間・環境の確保が重要であり、災害難民にならないために、災害発生時には職場・学校から交通網が分断された時に、家族の元へ戻る経路を確保することが求められている。広告塔等や全面ガラス張り（例：さいたま新都心のビル群）の建築物およびデッキ状の駅前（川口・さいたま新都心・大宮 他）は設計強度を含めて安全基準を明確にし、災害時に本体及び部分的な落下による避難路及び避難場所へ二次災害が発生しないよう建造物を有する関係各所へ安全確保の指導とあわせて、県として調査・対策・情報開示を実施する必要がある。

震災に限定せず自然災害・火災・テロ等、あらゆる年令層の県民に対応した情報提供もあわせて、一本化したマニュアル作成と県条例の整備を推進する必要がある。

4．大気汚染・騒音防止対策としてアイドリングストップ条例の周知徹底をはかること。

要請の根拠

アイドリングストップは公共交通機関では徹底されてきているが、まだ、一般車両に至ってはあまり励行されていないのが現状であり、広く県民に啓蒙活動を展開するとともに、特に夜間の住宅地周辺（コンビニエンスストア・遊戯施設・飲食店・公園）での停車・駐車時の徹底と指導強化が求められている。

5．石綿（アスベスト）含有建材による健康被害を防止するため既存の公共施設・学校・病院等の調査・改築と一般住宅の調査機関設置を行うこと。また、既存住宅の石綿（アスベスト）含有建材改築費用に対して県の融資制度を設けること。

要請の根拠

現存する石綿（アスベスト）含有建材使用建造物は安全な代替品等を使用し改築すること。特に保育園・幼稚園・学校・病院を対象に早急な安全の確保が求められている。

安全確保のため、一般住宅で石綿（アスベスト）含有建材の使用確認は一般県民にはできず、建材調査を行う機関の設置が必要である。

また調査・改築費用に対しては、通常の改築に関わる融資とは別に石綿に特化

した県の融資制度が求められている。

6 . 食品に関わる法令遵守の徹底と家畜特有の伝染病発生時は拡散防止および早急に消費者への情報提供を行い、県民に安心・安全な食の提供を推進すること。

要請の根拠

BSE・鳥インフルエンザ・豚コレラ・鯉ヘルペスなど食材に係わる伝染病が世界的に蔓延しており、新種の伝染病が突然発生する可能性がある。

家畜特有の伝染病については、産地偽証や日付改ざんなどいろいろな問題がからみ、O-157を含めて県民に強い不安を与えた。県内各種農家との念密な情報交換と指導で安心・安全な食材の提供が求められている。

他県の対応を教訓に、県内O-157事件の反省も踏まえて、万が一農畜産物に伝染病が発生した場合には、県対策本部等を早急に設置し情報の一元化を行うことが必要である。また、公共メディア等を活用した消費者への情報提供と該当食品を安定的に供給できるよう、近隣の都県とも協力して情報交換に努め、食品流通を含めて県内の商店及び消費者に不安を与えない速やかな対応が求められている。

・教育政策

1 . 帰国・外国人児童生徒の教育の権利と機会を確保するとともに、教育の充実をはかるため、以下の施策を講ずること。

(1) 帰国・外国人児童生徒の実態に応じ、学習面や生活面の円滑な適応をはかるため、各校の受け入れ体制の整備・充実をはかること。

(2) 帰国・外国人児童生徒の特性の伸長・活用をはかるとともに、他の児童生徒との相互啓発をつうじた国際理解教育を推進すること。

要請の根拠

帰国・外国人児童生徒は、生活習慣、母国語、日本語の習得状況など様々であり、さらに、保護者の滞在期間、形態や永住希望の有無など、児童生徒を取り巻く環境は多様化している。このような中で、帰国・外国人児童生徒の教育の権利と機会を確保し、教育の充実をはかるためには、学校生活のみならず生活面においても円滑な適応をはかることが必要である。また、国際理解教育を促進する観点からも、異文化を背景に持つ帰国・外国人児童生徒の特性の伸長・活用をはかり、その他の児童生徒との相互啓発を進めることは重要である。

しかし、帰国・外国人児童生徒が1人も在籍していない学校では、国際理解教育に対する意識や取り組みがやや消極的になりがちであり、このような学校に日本語指導を要する児童生徒が転入・編入してきた場合、学校として組織的に適応指導にあたる準備ができていないために、学級担任が一人で抱え込んでしまうこ

ともある。

また、高校入試において、在日外国人枠を設けている高校は少なく、事実上その門戸は非常に狭いものとなっている。結果として、定員割れをする高校が十分な準備のないまま生徒を受け入れている。

2．不登校児童生徒の学習の場や居場所にもなっているフリースクールに対し、一定の条件を満たす施設等に対しては、行政、教育の専門家、保護者、市民等の代表を入れた第三者機関が認定を行い、1年ごとの助成金による財政支援を行うこと。

要請の根拠

不登校やいじめの問題は、その原因においても、また対応においても、公教育の場だけでなく、家庭や地域社会全体の問題として取り組まなければならない。このような中で、民間が行うフリースクールには、学習の場や居場所を求めて集う子どもたちも多く、不登校児童生徒対策において果たしている役割は極めて大きい。

神奈川県では、フリースクール、フリースペース、親の会を運営するNPO法人等に事業支援として「フリースクール等事業費補助金」制度を導入した。民間のフリースクールが行政に望むことは、活動に必要な経済的支援であり、不登校問題への理解をはかる啓発である。また、民間のフリースクールへ通う児童生徒を持つ保護者の負担軽減をはかるためにも、民間のフリースクールへの財政支援は必要であり、行政による公的サービスと民間活動が一体となった取り組みの強化が必要である。

3．障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、「共生・共学」の視点に立ち、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育支援を行う「特別支援教育」への早期転換をはかるため、以下の施策を講ずること。

(1) 県レベル及び一定規模の地域レベルでの教育・福祉・医療等の関係機関部局とのネットワークを構築すること。

(2) 各学校において専門家による指導・助言等の相談支援が受けられるようにするとともに、保護者や地域の人々への理解推進のため、LD、ADHD、高機能自閉症についての適切な情報提供を行うこと。

(3) 市町村教育委員会と連携し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応を検討するための委員会を、すべての小・中学校に早期に設置すること。

要請の根拠

平成14年2月から3月にかけて文部科学省が調査研究会に委嘱して実施さ

れた、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の結果によると、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は6.3%であることが明らかになった。このうち、学習面が4.5%、行動面が2.9%、学習面と行動面の双方が1.2%である。

この6.3%という数値から、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒が40人学級では2～3人、30人学級では1～2人在籍している可能性があり、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が「どの学級にも在籍している可能性がある」という意識をもつことが大切である。LD、ADHD、高機能自閉症も含めた障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導をつうじて必要な支援を早期に行うことが求められている。

4. 児童生徒の安全はもとより、地域住民の安全な避難場所を確保する観点から学校施設の耐震診断を速やかに実施するとともに、耐震改修工事を早期に行うこと。

要請の根拠

平成16年4月1日現在の県内公立小・中学校の耐震診断率は56.4%、耐震化率は23.5%と極めて低い状況にある。また、県立学校については、校舎の耐震診断は完了しているものの、耐震改修工事の進捗状況は本年度末で75.7%（見込み）にとどまっている。学校は子どもたちが日々学び、遊び、活動する場であり、また、災害時の地域住民の緊急避難場所でもある。児童生徒の安全はもとより、地域住民の安全な避難場所を確保する観点から、市町村と連携した早期耐震対策が必要である。

5. 「さわやか相談員」の公立中学校全校配置ならびに公立小学校への配置を行うこと。

要請の根拠

平成15年度の埼玉県公立学校における不登校児童生徒数は、小学校で1,429人（前年度比88人減）、中学校で5,999人（前年度比70人減）と減少傾向にはあるものの、依然深刻な状況にある。また、不登校児童生徒が在籍する学校数は、小学校で833校中511校（61.3%）、中学校で425校中411校（96.7%）。いじめの発生件数は、小学校259件、中学校806件である。

昨今の犯罪の低年齢化や子どもたちの自殺等を未然に防止するためには、子どもたちが抱える心の悩みを、少しでも解決していくことが必要であり、また、子どもたち自らが悩みを解決できる力を養っていくことが重要である。そのためにも保護者と学校、地域の緊密な連携をはかっていくことが必要であり、さわやか

相談員の果たす役割は大きい。

また、さわやか相談員は、けっして教員の補完的役割ではなく、子どもたちの評価をしない相談相手が学校にいることは、保護者はもちろんのこと子どもたちの課題解決においても重要である。

さわやか相談員の公立中学校への全校配置ならびに公立小学校への配置は、子どもたちの健全な育成にも大きな意義があると考ええる。

・男女平等・人権政策

1．仕事と家庭の両立支援策を促進するため、全市町村にファミリーサポートセンターを設置すること。

要請の根拠

少子・高齢社会が急速に進む中、国や地方自治体において、その対策に向けた施策が進められているが、依然として、多くの女性が出産・育児や介護などの理由から、自らの意思に反して仕事の継続を断念している。

少子・高齢社会に歯止めをかけるためには、労働者が育児や介護をしながら働き続けることができる環境をつくることが不可欠である。

「ファミリーサポートセンター」は、育児の援助や高齢者等に対する軽易な介護などの援助を行いたい者と、援助を受けたい者が会員となり育児や介護について助け合う会員組織であり、労働者の育児および介護に対する多様なニーズに柔軟に対応でき、地域における子育て支援・介護支援の機能強化に向けても重要な役割を担っていることから、全市町村に「ファミリーサポートセンター」を設置することが必要である。

2．保育所待機児童の解消に向け、低年齢児保育を拡充するとともに、駅型総合保育所や幼保一体施設などの整備をはかること。

要請の根拠

核家族化や女性の社会進出が進んだことにより、保育所への入所希望が増大し、既存の保育所では対応できずに多くの待機児童が生じている。

埼玉県では平成15年4月1日現在、保育所待機児童が約3,400人いるとされており、中でも低年齢児(0~2歳児)のウエイトは高く、全体の63.5%を占めていることから、低年齢児保育の拡充は保育所待機児童の解消につながるものと考ええる。

低年齢児保育は、乳幼児に対する保育に従事する者の数や保育室等の構造設備及び面積等、3~4歳児の幼児保育に比べて基準が高いことから、低年齢児保育を実施しない保育所が多いことも事実である。低年齢児保育を実施する保育施設への支援を行い施設の拡充をはかるとともに、駅型総合保育所や幼保一体施設な

どの整備に向けた施策が必要である。

3. 児童虐待の早期発見と防止に向け以下の施策を講ずること。

- (1) 児童虐待を早期に発見できるように、県内すべての市町村に「児童虐待ネットワーク」を早期に設置するとともに、その機能の充実をはかること。
- (2) 虐待を受けた児童の心のケアならびに虐待を行う保護者に対する再発防止に向けたカウンセリング等を実施するため、「心のケアセンター」を設立すること。

要請の根拠

- (1) 埼玉県では、虐待相談の統計をとりはじめた平成2年度の相談件数は58件であったが、平成15年度では1,814件と約31倍にも増えている。

また、本年6月末現在の相談件数は566件であり、昨年の同時期に比べ134件も増加しており、平成15年度を上回る勢いである。

昨今の児童虐待の事件をみると、虐待の発見・対応が遅れたことにより、何の抵抗もできない子どもの心と体を傷つけ、時には尊い命すらも奪っている状況にあることから、地域の関係機関によるネットワークが的確に機能していくことが求められている。埼玉県では平成16年4月1日現在、児童相談所・保健センター・教育委員会・警察署・消防署等からなる「市町村児童虐待ネットワーク」が73市町村に設置されているが、未設置の市町村への早期設置とその機能の充実が求められている。

- (2) 現在、児童養護施設や一時保護所に入所している子どもたちの約半数が、かつて虐待を受けた子どもたちであり、その施設には、臨床心理士等の配置や派遣がなされているものの、人数不足から適切なケアがなされているとは言い難い。

「心のケアセンター」を設立し、虐待を受けた子どもたちが、早期に専門家によるきめ細かな心のケアを受けることができ、また、子どもが親元に帰ったときに再び虐待が繰り返されないために、保護者に対するカウンセリングを行うことが必要である。

地 協 統 一 要 請

．中小企業政策

1．「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を早期に設立すること。

要請の根拠

個別中小企業では、大企業並みの福利厚生を整備することは大変難しいことから、国の助成制度を最大限活用した「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を早期に設立し、中小企業で働く勤労者の福利厚生の充実をはかることが必要である。

．福祉・社会保障政策

1．乳幼児医療費補助金の支払方法を「現物給付」にするとともに、制度の充実をはかること。

要請の根拠

現在「現物給付」は22市町村、「償還払いの手続き簡素化」を行っている所が56市町村、「償還払い」が12市町村である。

子育て支援の観点から、県内全市町村での「現物給付」を望む声が多い。

また、乳幼児医療費補助の対象年齢や、補助内容・金額は各市町村によって異なるが、子育て支援先進県をめざし「県内どこでも安心・充実した乳幼児医療補助制度」に向けて、市町村における制度の充実が必要である。

2．次世代育成支援対策推進法に基づく地方自治体の「地域行動計画」策定にあたっては、住民のニーズや働く者の意見等を反映させること。

要請の根拠

全ての地方自治体において、2005年3月末日までに地域における次世代育成支援のための行動計画を策定しなければならないと規定されている。次世代育成支援に向けた取り組みは、地域及び職場において一体的に行なわれることがより一層実効性を高めることから「地域行動計画」の策定にあたっては、公聴会やパブリックコメント等により、広く地域のニーズや働く者の意見等を聴取し、行動計画に反映させることが必要である。

3．次世代育成支援対策推進法に基づく「地域行動計画」策定後、計画の実効性をチェックする「次世代育成支援対策地域協議会(仮称)」を設置すること。また、委員の選出にあたっては働く者の代表を加えること。

要請の根拠

地方自治体における「地域行動計画」の推進にあたっては、地域内でのきめ細かな取り組みが求められている。そのためには、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策や計画の見直しに反映させていく必要

があることから、住民代表や働く者の代表、学識者、関係機関からなる「次世代育成支援対策地域協議会(仮称)」を設置し、住民のニーズや働く者の意見等を行動計画に反映させて行くことが重要である。

・環境・食料・農林水産対策

1．住民が安心して生活を営むためには、安全な住環境とまちづくりが重要である。自然災害・火災・テロに対応した住民への倒壊・落下物を含めた総合的な防災条例の整備および広域災害に対応しうる安全なまちづくりを行うこと。

要請の根拠

来年1月17日に阪神淡路大震災から10年を迎える。この大震災発生以降、埼玉県としても「埼玉県震災予防のまちづくり条例」の施行など、市町村行政と防災及び災害対策の整備に取り組まれてきた。

しかし、防災及び災害対策には広範囲な部署が係わり、かつ市町村行政の役割も大きく、住民からトータルビジョンが非常に見えにくい。

住民(家族)が安心・安全に暮らすためには、通勤・通学・買い物を含めた生活空間・環境の確保が重要であり、災害難民にならないためには災害発生時に職場・学校から交通網が分断された時に、家族の元へ戻る経路を確保することが求められている。広告塔等や全面ガラス張り(例:さいたま新都心のビル群)の建築物およびデッキ状の駅前(川口・さいたま新都心・大宮 他)は設計強度を含めて安全基準を確認し、災害時に本体及び部分的な落下による避難路及び避難場所へ二次災害が発生しないよう建造物を有する関係各所へ安全確保の指導とあわせて、行政として調査・対策・情報開示を実施する必要がある。

震災に限定せず自然災害・火災・テロ等、あらゆる年令層の住民に対応した情報提供もあわせて一本化したマニュアルを作成し、住民に防災意識の啓蒙と大規模災害時の対処法の周知徹底をはかり、安心・安全なまちづくりを推進する必要がある。

2．大気汚染・騒音防止対策としてアイドリングストップ条例の周知徹底をはかること。

要請の根拠

アイドリングストップは公共交通機関では徹底されてきているが、まだ、一般車両にいたってはあまり励行されていないのが現状であり、広く住民に啓蒙活動を展開するとともに、特に夜間の住宅地周辺(コンビニエンスストア・遊戯施設・飲食店・公園)での停車・駐車時の徹底と指導強化が求められている。

・教育政策

1．帰国・外国人児童生徒の教育の権利と機会を確保するとともに、教育の充実をはかるため、以下の施策を講ずること。

(1) 帰国・外国人児童生徒の実態に応じ、学習面や生活面の円滑な適応をはかるため、各校の受け入れ体制の整備・充実をはかること。

(2) 帰国・外国人児童生徒の特性の伸長・活用をはかるとともに、他の児童生徒との相互啓発をつうじた国際理解教育を推進すること。

要請の根拠

帰国・外国人児童生徒は、生活習慣、母国語、日本語の習得状況など様々であり、さらに、保護者の滞在期間、形態や永住希望の有無など、児童生徒を取り巻く環境は多様化している。このような中で、帰国・外国人児童生徒の教育の権利と機会を確保し、教育の充実をはかるためには、学校生活のみならず生活面においても円滑な適応をはかることが必要である。また、国際理解教育を促進する観点からも、異文化を背景に持つ帰国・外国人児童生徒の特性の伸長・活用をはかり、その他の児童生徒との相互啓発を進めることは重要である。

しかし、帰国・外国人児童生徒が1人も在籍していない学校では、国際理解教育に対する意識や取り組みがやや消極的になりがちであり、このような学校に日本語指導を要する児童生徒が転入・編入してきた場合、学校として組織的に適応指導にあたる準備ができていないために、学級担任が一人で抱え込んでしまうこともある。

また、高校入試において、在日外国人枠を設けている高校は少なく、事実上その門戸は非常に狭いものとなっている。結果として、定員割れをする高校が十分な準備のないまま生徒を受け入れている。

2．障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、「共生・共学」の視点に立ち、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育支援を行う「特別支援教育」への早期転換をはかるため、以下の施策を講ずること。

(1) 県レベル及び一定規模の地域レベルでの教育・福祉・医療等の関係機関部局とのネットワークを構築すること。

(2) 各学校において専門家による指導・助言等の相談支援が受けられるようにするとともに、保護者や地域の人々への理解推進のため、LD、ADHD、高機能自閉症についての適切な情報提供を行うこと。

(3) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応を検討するための委員会を、すべての小・中学校に早期に設置すること。

要請の根拠

平成14年2月から3月にかけて文部科学省が調査研究会に委嘱して実施さ

れた、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の結果によると、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は6.3%であることが明らかになった。このうち、学習面が4.5%、行動面が2.9%、学習面と行動面の双方が1.2%である。

この6.3%という数値から、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒が40人学級では2～3人、30人学級では1～2人在籍している可能性があり、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が「どの学級にも在籍している可能性がある」という意識をもつことが大切である。LD、ADHD、高機能自閉症も含めた障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導をつうじて必要な支援を早期に行うことが求められている。

3. 児童生徒の安全はもとより、地域住民の安全な避難場所を確保する観点から学校施設の耐震診断を速やかに実施するとともに、耐震改修工事を早期に行うこと。

要請の根拠

平成16年4月1日現在の県内公立小・中学校の耐震診断率は56.4%、耐震化率は23.5%と極めて低い状況にある。学校は子どもたちが日々学び、遊び、活動する場であり、また、災害時の地域住民の緊急避難場所でもある。児童生徒の安全はもとより、地域住民の安全な避難場所を確保する観点から、早期耐震対策が必要である。

・男女平等・人権政策

1. 仕事と家庭の両立支援策を促進するため、ファミリーサポートセンターを設置すること。

要請の根拠

少子・高齢社会が急速に進む中、国や地方自治体において、その対策に向けた施策が進められているが、依然として、多くの女性が出産・育児や介護などの理由から、自らの意思に反して仕事の継続を断念している。

少子・高齢社会に歯止めをかけるためには、労働者が育児や介護をしながら働き続けることができる環境をつくることが不可欠である。

「ファミリーサポートセンター」は、育児の援助や高齢者等に対する軽易な介護などの援助を行いたい者と、援助を受けたい者が会員となり育児や介護について助け合う会員組織であり、労働者の育児および介護に対する多様なニーズに柔軟に対応でき、地域における子育て支援・介護支援の機能強化に向けても重要な

役割を担っていることから、「ファミリーサポートセンター」を設置することが必要である。

2．保育所待機児童の解消に向け、低年齢児保育を拡充するとともに、駅型総合保育所や幼保一体施設などの整備をはかること。

要請の根拠

核家族化や女性の社会進出が進んだことにより、保育所への入所希望が増大し、既存の保育所では対応できずに多くの待機児童が生じている。

埼玉県では平成15年4月1日現在、保育所待機児童が約3,400人いるとされており、中でも低年齢児(0~2歳児)のウエイトは高く、全体の63.5%を占めていることから、低年齢児保育の拡充は保育所待機児童の解消につながるものと考えられる。

低年齢児保育は、乳幼児に対する保育に従事する者の数や保育室等の構造設備及び面積等、3~4歳児の幼児保育に比べて基準が高いことから、低年齢児保育を実施しない保育所が多いことも事実である。低年齢児保育を実施する保育施設への支援を行い施設の拡充をはかるとともに、駅型総合保育所や幼保一体施設などの整備に向けた施策が必要である。

3．児童虐待を早期に発見できるように、「児童虐待ネットワーク」を早期に設置するとともに、その機能の充実をはかること。

要請の根拠

埼玉県では、虐待相談の統計をとりはじめた平成2年度の相談件数は58件であったが、平成15年度では1,814件と約31倍にも増えている。また、本年6月末現在の相談件数は566件であり、昨年と同時期に比べ134件も増加しており、平成15年度を上回る勢いである。

昨今の児童虐待の事件をみると、虐待の発見・対応が遅れたことにより、何の抵抗もできない子どもの心と体を傷つけ、時には尊い命すらも奪っている状況にあることから、地域の関係機関によるネットワークが的確に機能していくことが求められている。平成16年4月1日現在、児童相談所・保健センター・教育委員会・警察署・消防署等からなる「市町村児童虐待ネットワーク」が73市町村に設置されているが、未設置の市町村への早期設置とその機能の充実が求められている。

．行政システム

1．市町村の各種審議会等に働く者の代表を参画させること。

要請の根拠

各市町村においては、各種審議会の委員選定に公募性を導入するなど、市民の

声を行政に反映すべく取り組みがされているが、働く者の声を直接反映するまでには至っていない。

勤労者は地域生活・家庭生活・職業生活の3つのフィールドで日常生活を営んでおり、幅広い立場から意見することが可能である。